

## 金融庁・東証、 「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表

2014年12月17日からのパブリックコメントの募集後初めての、2015年3月5日に開催された第9回「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」において、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（以下「本コード原案」という）が確定し、公表された。2014年12月17日に公表されたものから、一部、文言の修正等があるのみで、内容自体に変更は加えられていない。

なお、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》」及び「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」については、以下の解説を参照されたい。

会計・監査ニュースフラッシュ 『金融庁・東証「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》」を公表』

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2014-12-18.aspx>

会計・監査ニュースフラッシュ 『「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を公表、コメント募集を開始』

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2015-02-25.aspx>

以下、パブリックコメントの概要とそれに対する回答及び有識者会議で議論になった項目を中心に紹介する。

### ポイント

- パブリックコメントに付されたものから、一部、文言の修正があるのみで、内容についての変更は行われていない。
- 東京証券取引所においてコード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定し、関連する制度整備のための改正規則が2015年5月上旬に公表され、同年6月1日より施行されることが見込まれている。

### I. パブリックコメントの概要

2014年12月17日より行われたパブリックコメント募集の結果、和文による80のコメント、英文による41のコメントが寄せられたことが明らかにされている。また、寄せられたコメントのうち、コード策定に賛成・歓迎の意を明らかにしているものは約3分の2に達する一方、反対の意を明らかにしているものは、数件のみであった。

なお、今後、東京証券取引所(以下「東証」という)において、関連する上場規則等の改正を行うとともに、コード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」が制定される予定である。

また、「コードを実施していないことのみをもって、実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されていないと機械的に評価されることは適切ではない」、「『ボックス・ティッキング』的な考え方やうわべだけのコンプライは、優れたコーポレート・ガバナンスとは峻別されるべきである』等の意見が寄せられており、上場会社及び投資家双方の理解が深まるよう、金融庁及び金融商品取引所においても、幅広く周知を図っていくとしている。

### 1. 独立社外取締役の選任

金融商品取引所が定める独立性基準によりその独立性が否定される者は「独立社外取締役に該当しないこととなるが、実質的に、独立役員の要件を満たしていれば、取引所に対して現実に独立役員として届け出を行っているものであることは、必ずしも必要ないとしている(「主なパブリックコメント(和文)の概要及びそれに対する回答」No.10)。

なお、従来の実務では、会社が金融商品取引所が定める独立性基準を過度に保守的にとらえ、独立社外取締役の選任の範囲を狭めていたと考えられる。しかし、会社の事業を理解している主要株主や取引先のうち、独立性の要件を満たす者について、積極的に社外取締役に選任することが企業価値の向上につながることもあることから、独立性に関する開示を行うことで、独立社外役員になり得る者を有効活用する提案が行われた。このため、東証は、新上場制度において開示加重要件の「要説明」の類型を廃止し、独立役員の属性情報を記載する「要開示」の類型に統一するとしている。

### 2. 政策保有株式に係る開示

コード原案では、政策保有株式に関する方針の開示等を求めている(原則1-4)が、市場との対話を経た上で、結果として政策保有をどうすべきかは、最終的には各上場会社の経営判断であり、その経営判断に対して、更に市場との対話が継続されていくべき事柄であるとしている(「主なパブリックコメント(和文)の概要及びそれに対する回答」No.6)。

また、原則1-4は、主要な政策保有について、取締役会がそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを「検証」した上で、「これを反映した保有のねらい・合理性」について、対外的に具体的な説明を行うべきであることを記載しているものであり、「検証」の内容そのものの公開を求めるものではないとしている。

### 3. 中期経営計画に係る開示

中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因等を株主に説明を行うべきとされているが(補充原則4-1(2))、そもそも中期経営計画を策定しないという経営判断も否定すべきではなく、こうした上場会社には、当原則は適用されないとしている。また、その名称に関わらず、実質的にみて中期経営計画といえる内容のものであれば、当原則が適用されるとしている(「主なパブリックコメント(和文)の概要及びそれに対する回答」No.8)。

#### 4. コードを実施するために行う開示及びコードを実施しない場合の理由の説明

既に、2015年2月24日に、東証より公表され、コメント募集を開始している「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」においても記載されているとおり、本コードに基づく開示については、コーポレート・ガバナンス報告書において統一的に記載するよう求められることが想定されている。

ただし、その記載に当たっては、コーポレート・ガバナンス報告書に直接記載する方法のほか、自社のウェブサイトのURL等を記載する方法(参照方式)も選択できることとなる見込みである(「主なパブリックコメント(和文)の概要及びそれに対する回答」No.2)。

なお、コードの適用開始時期である2015年6月以後最初に開催する定時株主総会については、準備ができ次第速やかにコーポレート・ガバナンス報告書を提出することとしつつも、遅くともその6ヵ月後までに提出すればよいとする一定の経過措置が設けられる予定である。ただし、従来記載が求められる事項については、従前どおり、定時株主総会后、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出する必要がある。また、新たに記載が求められる事項については、準備ができ次第、順次、提出が求められることになる可能性がある点に、留意が必要となる。

#### 5. 今後のスケジュール

2015年5月上旬に東証の改正規則が公表され、改正規則及びコード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」の適用と併せて同年6月1日より施行が予定されている。

---

#### 編集・発行

##### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.